

平成 31 年度 第 2 回 仙台市建築審査会

1 開催日及び場所

令和元年 9 月 6 日（金） 13 時 15 分～13 時 50 分

仙台市役所本庁舎 2 階 第二委員会室

2 出席者

(1) 建築審査会委員

橋本 治子 委員

小林 淑子 委員

平野 勝也 委員

千葉 琢夫 委員

(2) 仙台市建築審査会事務局職員

6 人

(3) 建築許可関係各課職員

9 人

(4) 説明員（許可申請者側）

[案件 1] 2 人

(5) 傍聴人

なし

3 議事の概要

●議事録署名委員の指名について

- ・千葉会長が、平野委員及び小林委員を議事録署名委員に指名。

●案件 1 についての審議

- ・事務局より案件の概要について説明

平野委員 : 卸町の商業地区の特別用途について、これまでに不許可となったケースはあるか。ある場合はどのような場合が不許可となったか教えてほしい。

事務局 : これまでに 8 件 6 敷地において許可した事例がある。また、今回の許可と類似する食品加工の許可については、平成 25 年に本敷地で許可を取得したものも含め 4 件 3 敷地において許可している。なお、第一種特別業務地区区内で不許可となった事例はない。

橋本委員 : 建物 3 階では調理をしているのか。

事務局：建物3階部分については、平成25年にすでに加工場として許可を得ており、お惣菜等の調理を行い、小売店へ出荷している。今回は、2階を鮮魚の加工場とし、小売店へ出荷するための許可である。

橋本委員：平成25年にも同様の手続きにより許可を得ているということか。

事務局：その通りである。

千葉会長：既存の屋上部分の緑化について、管理状況はどうなっているのか。

事務局：屋上の緑化部分については、平成25年から変更なく維持管理を行っている。

議長：その他、意見等ないようなので、案件1については、同意ということよろしいか。

[一同同意]

議長：それでは、案件1については、同意とする。

●建築許可の一括同意に係る報告

- ・質疑等なし

●建築基準法43条第2項の規定に係る特定位置の包括同意基準の改正について

- ・事務局より改正の内容について説明
- ・質疑等なし

[閉会]